

○ 北海道宿泊税条例施行規則

(令和 7 年 8 月 29 日規則第 63 号)

北海道宿泊税条例をここに公布する。

北海道宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道宿泊税条例（令和 6 年北海道条例第 83 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊税に係る申告書等の提出)

第 2 条 宿泊税についての申告書、申請書、届出書その他の書類は、札幌道税事務所の長（以下「札幌道税事務所長」という。）に提出するものとする。ただし、札幌道税事務所の所管区域外に所在する宿泊施設の特別徴収義務者が、当該宿泊施設に係る条例第 8 条の納入申告書、条例第 9 条第 1 項若しくは条例第 10 条第 2 項の申請書若しくは条例第 9 条第 3 項の登録変更申請書を提出する場合又は条例第 9 条第 5 項、第 6 項若しくは第 7 項の規定による届出をする場合は、宿泊施設の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長を経由して提出することができる。

(宿泊料金)

第 3 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める金額は、宿泊者 1 人 1 泊について当該宿泊者が宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊施設に支払われる金額を含む。）から次に掲げる金額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する金額
- (2) 消費税額、地方消費税額その他の税額に相当する金額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事がこれらに準ずるものと認める金額

(特別徴収義務者の指定)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規定による特別徴収義務者の指定は、札幌道税事務所長が行うものとする。

- 2 札幌道税事務所長は、条例第 7 条第 2 項の規定による特別徴収義務者の指定をしたときは、別記第 1 号様式により、当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

（納入申告書）

第5条 条例第8条の納入申告書は、別記第2号様式とし、宿泊施設ごとに作成しなければならない。

（特別徴収義務者の登録等）

第6条 条例第9条第1項の申請書は、別記第3号様式とする。

- 2 条例第9条第2項の規定による登録は、札幌道税事務所長が行うものとする。
- 3 札幌道税事務所長は、条例第9条第2項の規定により特別徴収義務者を登録したときは、別記第4号様式により、当該特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 4 条例第9条第3項の登録変更申請書は、別記第5号様式とする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、条例第9条第3項の登録の変更について準用する。
- 6 条例第9条第5項から第7項までの規定による届出は、別記第6号様式の届出書により行うものとする。

（徴収不能額等の還付若しくは充当又は納入義務の免除決定等）

第7条 条例第10条第1項の規定による宿泊税の徴収不能額等の還付若しくは納入義務の免除又は同条第3項の規定による充当の決定は、札幌道税事務所長が行うものとする。

- 2 条例第10条第2項の申請書は、別記第7号様式とする。
- 3 札幌道税事務所長は、第1項の決定をしたときは、別記第8号様式により申請した者に通知するものとする。

（更正等の通知書）

第8条 条例第11条に規定する通知は、別記第9号様式の通知書により行うものとする。

（関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第9条 条例第13条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第3号に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

- (1) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該関係帳簿に係る電子計算機処理（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第25条第1項第1号に規定する電子計算機処理をいう。以下この条において同じ。）に当該特別徴収義務者が開発したプログラム（同号に規定するプログラムをいう。以下この条において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはア及びイに掲げる書類を除くものとし、当該関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該特別徴収義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはウに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

ア 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムを

いう。以下この条において同じ。)の概要を記載した書類

イ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ウ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書

エ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

(2) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

(3) 道税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件をいう。

(1) 条例第13条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者 次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ウ（(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

ア 当該関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

(ア) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

イ 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連関係帳簿（当該関係帳簿に関連する関係帳簿をいう。イにおいて同じ。）の記録事項（当該関連関係帳簿が、条例第13条第1項の規定により当該関連関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関連関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は条例第14条第1項若しくは第3項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この条及び次条において同じ。）による保存をもって当該関連関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ウ 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲

げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。

(ア) 取引年月日、取引金額及び取引先 ((イ)及び(ウ)において「記録項目」という。)を
検索の条件として設定することができること。

(イ) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定すること
ができること。

(ウ) 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

(2) 条例第14条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者 次に掲げる要件

ア 前号に定める要件

イ 次条第1項第1号イ(ア)の電磁的記録に、前号ア(ア)及び(イ)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ウ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、関係帳簿の種類及び取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

エ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

オ 当該関係帳簿の保存期間(条例第12条第1項の規定により関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)の初日から当該関係帳簿に係る宿泊税の納入期限後3年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第2号及び前号ウに掲げる要件(当該特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ((イ)及び(ウ)に係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能(同号ウに規定する機能(当該特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ(ア)に掲げる要件を満たす機能)に相当するものに限る。)を確保しておくこと。

3 第1項の規定は、条例第13条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする同項の特別徴収義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第1項中「特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。)を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。

4 条例第13条第3項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。

5 条例第13条第3項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類

の保存に代えようとする特別徴収義務者は、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第5号（イ及びウに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の保存をしなければならない。

(1) 次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。

ア 当該関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

イ 当該関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

(2) 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が同号ア又はイに掲げる方法により当該関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあっては、イに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

ア スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

(ア) 解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下この条及び次条において同じ。）Z 6016附属書AのA.1.2に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である25.4ミリメートル当たり200ドット以上で読み取るものであること。

(イ) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものであること。

イ 当該関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「タイムスタンプ」という。）を付すること（当該関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付するまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すること。）。

(ア) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該関係書類の保存期間（条例第12条第2項の規定により関係書類を保存しなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(イ) 任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ウ 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(ア) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことがで

きないこと。

- (3) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該関係書類に関連する関係帳簿の記録事項（当該関係帳簿が、条例第13条第1項の規定により当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は条例第14条第1項若しくは第3項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。
 - (4) 当該関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。
 - ア 整然とした形式であること。
 - イ 当該関係書類と同程度に明瞭であること。
 - ウ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。
 - エ 知事が定めるところにより日本産業規格Z 8305に規定する4ポイントの大きさの文字を認識することができること。
 - (5) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。
 - ア 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（イ及びウにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
 - イ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
 - ウ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。
 - (6) 第1項第1号の規定は、条例第13条第3項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。
- 6 条例第13条第3項の特別徴収義務者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する規則で定めるところに従って同項前段の関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかったとした場合において、当該規則で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかったと認められるときは、この限りでない。
- 7 条例第13条第3項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例第12条第2項の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

（関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第10条 条例第14条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、前条第1項各号に掲げる要件（当該特別徴収義務者が同条第2項に規定する特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合には、同条第1項第3号に掲げる要件を除く。）及び次に掲げる要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

(1) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

ア 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

イ 次に掲げる事項が記載された書類

(ア) 特別徴収義務者（その者が法人である場合には、当該法人の関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該関係帳簿に係る電磁的記録が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及びその氏名

(イ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の氏名

(ウ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日

(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格 B 7186 に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

2 前項の規定は、条例第14条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項中「前条第1項各号」とあるのは「前条第1項第1号及び第3号」と、「特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは「特定要件（同項第2号ウからオまでに掲げるものに限る。）に従って」と、「及び次に」とあるのは「並びに次に」と読み替えるものとする。

3 条例第14条第3項の規則で定める場合は、条例第13条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者の当該関係帳簿又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者の当該関係書類の全部又は一部について、その保存期間（条例第12条第1項又は第2項の規定により関係帳簿又は関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの

電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、条例第14条第3項の規定により関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（賦課徴収）

第11条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の定めるところによる。この場合において、同規則第26条第1項第5号中「第61条の21」とあるのは、「第61条の21並びに北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）第8条及び第11条」とする。

（徴収の引継ぎの特例）

第12条 札幌道税事務所長は、宿泊施設が所管区域外に所在するときは、当該宿泊施設に係る宿泊税の徴収金については、宿泊施設の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長に徴収の引継ぎをするものとする。

（宿泊税に係る徴収金の払込み）

第13条 宿泊税課税市町村（条例第17条第1項に規定する市町村をいう。次項において同じ。）は、条例第17条第2項第6号の規定による払込みを行う場合、北海道税条例施行規則別記第46号様式の2の払込書により指定金融機関（収納代理金融機関を含む。）に払い込むものとする。

- 2 宿泊税課税市町村は、前項の規定による払込みを行う場合には、宿泊税に係る徴収金として納入された額その他必要な事項を札幌道税事務所長に報告するものとする。

（宿泊税の賦課徴収に関する報告の方法）

第14条 条例第17条第2項第7号の規定による報告は、毎年6月30日までに、前年度の宿泊税に係る滞納の状況その他必要な事項を札幌道税事務所長に報告するものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。